

根室市の地域医療を守り育てる条例

～みんなの力で地域医療を守ろう！！～



♡ 根室市の地域医療を守り育てる条例とは ♡

将来にわたり住み慣れた街で、高齢者から子供まで安心して医療を受け続けられる環境を守ることは、私たちの願いであります。そのためにも、“今わたしたちにできることは何か”を考え、市民、医療機関、医療従事者及び市が、それぞれの立場で地域医療を守り育てるために共に支え合い、協力し合う環境づくりを推進することを目的に制定されました。

市民の役割について

かかりつけ医を持ちましょう。

かかりつけ医とは、体調管理や、病気の治療・予防など、自分や家族の健康に関して、日常的に相談でき、緊急の場合も対処してくれる医師及び歯科医師のことです。

◆かかりつけ医では、体調が悪い時には初期診療を、専門的な検査や入院が必要な時は、適正な病院を紹介してもらえます。普段から健康状態を相談できる「かかりつけ医」を持つことにより、いざという時に安心して医療を受けられることができます。

◆また、かかりつけ医と同様に「かかりつけ薬局」を持つことによって、薬の重複や飲み合わせも確認してもらうことができ、一人ひとりの状況に応じた調剤を処方してもらうことができます。

急を要する場合を除き、診療時間内に受診するよう心掛けましょう。

休日や夜間の救急医療機関は、限られたスタッフで運営しています。

「昼間は病院が混んでいるから」、「平日は都合が悪い」など気軽な理由での救急外来は控えましょう。

◆市民の適切な受診は、医師をはじめとした医療の担い手の疲弊を防ぐとともに、真に救急医療が必要な患者に、適切かつ迅速な医療を提供できる環境を整えるためにも重要です。

信頼と感謝の気持ちをもって、受診するよう心掛けましょう。

医師と患者が心をあわせて二人三脚で病を乗り越えることができるよう、互いに協力し合い信頼関係のもとに治療ができるよう努力することが必要であります。

日頃から、自己の健康管理に努め、積極的に各種検診等を受診しましょう。

健康づくりの主役は、市民一人ひとりです。日頃から自己の健康管理と健康づくりに努めましょう。

◆根室市では、平成27年2月に「根室市健康増進計画」を策定しました。生活習慣を振り返りながら健康を保つこと、病気の早期発見、重症化を防止することが大切です。



医療機関・医療従事者の役割について



地域医療体制の確保に努めましょう。

医療機関それぞれの機能にあわせた役割を、医療機関同士が互いに連携し合い、患者の病状に応じた医療が提供されるよう努めましょう。

医師をはじめとした医療の担い手の確保、育成に努めましょう。

医師をはじめとした医療の担い手不足が深刻化しています。医療従事者の確保・育成に努めるとともに、良好な勤務環境を保持することが必要です。

地域医療の向上に努めましょう。

医療従事者は、一人ひとりが地域医療を支える貴重な人材であることを自覚し、真に市民に慕われる医療となるよう優しさ（心）と思いやりをもって、良好な医療環境の醸成に努めなければなりません。

患者に分かりやすい説明と情報提供に心掛け、患者との信頼関係の醸成に努めましょう。

医師と患者が心をあわせて二人三脚で病を乗り越えることができるよう、互いに協力し合い信頼関係のもとに治療ができるよう努力することが必要です。

市の役割について

- ◇救急医療体制の整備に努めます。
- ◇地域医療に関する情報提供に努めます。
- ◇地域医療の担い手の育成支援、確保に努めます。
- ◇市民の健康増進に必要な施策を推進します。

地域医療を守り育てるための市の基本的な施策として、救急医療体制の整備に努めるとともに、北海道、関係大学、医師会等、各医療機関及び市民団体等との連携を図り、地域医療の確保に関する理解を深め、地域医療に関する情報提供のほか、担い手の育成支援、確保に努めることとしています。

まずは、やれることからコツコツと

○医療講演会、市民フォーラム等に参加しませんか？

市立根室病院をはじめ、医師会主催の講演会、市民フォーラムを積極的に実施しています。ぜひ、この機会に医師をはじめとした医療従事者の方の声を直接聞いていただき、健康に関する質問・意見など市民皆様の声を届けましょう。

一人ひとりの思いやりが地域医療を守り育てる力に変わります！！

根室市の地域医療を守り育てる条例

（前文）

わたしたちが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らしていくうえで、地域医療はかけがえないものであり、将来にわたって地域医療体制を安定的に確保していくためには、市民、医療機関、医療従事者及び市等地域医療に関わる全ての関係者が、医師をはじめとした医療従事者不足など、地域医療が抱える諸課題を正しく認識し、それぞれの立場で課題解決に協働して取り組んでいくことが不可欠である。

このため、わたしたちが将来にわたって安心して良質な医療を受けることができるよう、地域医療を地域全体で守り育てていくという意識の醸成と共有を図り、市民、医療機関、医療従事者及び市が一体となって地域医療を守り育てていくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の地域医療を守り育て、良好な地域医療体制を構築するための基本理念を定め、市民、医療機関、医療従事者及び市が果たすべき役割等について定めることにより、将来にわたって市民が安心して良質な医療を受けることができる体制を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 地域医療は、市民が安心して暮らしていくうえでかけがえのないものであることに鑑み、将来にわたって良質な医療が受けられる地域医療体制を構築するため、市民、医療機関、医療従事者及び市が一体となり、相互の理解と協力のもと地域全体で守り育てていかなければならない。

（市民の役割）

第3条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、地域医療を守り育てるため、次に掲げる役割を果たすものとする。

- （1） かかりつけ医を持つよう努めること。
- （2） 診療時間内にかかりつけ医を受診し、急を要する場合を除き、安易な夜間又は休日の受診を控えるよう努めること。
- （3） 医師をはじめとした医療の担い手が、限られた体制の中で、市民の命と健康を守る立場にあることを理解し、信頼と感謝の気持ちをもって受診するよう努めること。

2 前項に定めるもののほか、市民は、自らの健康を守るため、各種検診等を積極的に受診し、健康状態の把握に努め、日頃から自己の健康管理と健康づくりに努めるものとする。

（医療機関及び医療従事者の役割）

第4条 医療機関及び医療従事者は、基本理念に基づき、地域医療を守り育てるため、次に掲げる役割を果たすものとする。

- （1） 医療機関は、医療機関相互の機能分担及び業務連携により、市民が将来にわたって安心して医療が受けられる地域医療体制の確保に努めること。
- （2） 医療機関は、医師をはじめとした医療の担い手の確保、育成に努めること。
- （3） 医療従事者は、地域医療を支える貴重な人材であることを自覚し、地域医療の向上に努めること。
- （4） 医療従事者は、患者に対して医療に関する必要な説明と情報提供を行い、相互の立場を尊重し信頼関係の醸成に努めること。

2 前項に定めるもののほか、医療機関は、市民の健康保持増進と健康づくりを推進するため、市が実施する検診、健康診査等の施策に協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第5条 市は、基本理念に基づき、市民が安心して必要な医療を受けることができるよう、北海道医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4の規定に基づき北海道が策定する計画をいう。）を基本として、地域医療を守り育てるための施策を推進する。

（市の基本的施策等）

第6条 地域医療を守り育てるための市の基本的施策は、次のとおりとする。

- （1） 救急医療体制の整備に努めること。

- (2) 北海道、関係大学、医師会、歯科医師会、薬剤師会、各医療機関及び市民団体等との連携を図り、地域医療を守り育てるための施策の推進に努めること。
- (3) 市民団体等と連携した適正受診の推進に関する啓発及び地域医療に関する情報提供に努めること。
- (4) 医師をはじめとした地域医療の担い手の育成支援、確保に努めること。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の健康増進のための施策の推進に努めるものとする。

3 市長は、前2項に規定する基本的施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。